官報告示

官告告示

技能実習制度推進事業運営基本方針の改正について

厚生労働省所管事業の技能実習制度推進事業については、同事業の仕組み、技能実習制度に係る労働関係法令上の取扱い等を明らかにした技能実習制度推進事業運営基本方針に基づき、円滑かつ適正な実施に努めてきたところであるが、同方針を改正したので、公表する。

平成22年1月22日

厚生労働大臣　長妻　　昭

Ⅰ　総論

1　基本方針の目的

この基本方針は、技能実習制度の理念、仕組み及び運営に係る基本的事項を明らかにすることにより、技能実習生、監理団体、実習実施機関その他の関係者の技能実習制度に対する理解を深めるとともに、厚生労働省の委託事業である技能実習制度推進事業の円滑かつ適正な実施を図ることを目的とする。

2　技能実習制度の基本理念

技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする。

3　技能実習生、監理団体及び実習実施機関の責務

⑴　技能実習生の責務

技能実習生は、技能実習制度の基本理念を十分に理解し、技能実習期間を通じ、技能実習計画並びに監理団体及び実習実施機関の指導に従い、技能等の修得に精励するとともに、帰国後は修得した技能等を母国の経済発展のために活かすよう努めるものとする。

⑵　監理団体及び実習実施機関の責務

監理団体及び実習実施機関は、技能実習制度の基本理念の下に、実効ある技能等の修得が図られるように取り組むものとする。

4　出入国管理上の取扱い

出入国管理上の取扱いについては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）等において定められるものであり、この基本方針における出入国管理上の取扱いに係る記述は、これらにおいて定められているところによる。

5　定義

この基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

⑴　「技能実習制度」とは、外国人が入管法別表第１の２の表の技能実習の在留資格をもって本邦に在留し、技能等を修得する制度をいう。

⑵　「技能実習１号」とは、本邦に入国して従事する入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第１号に掲げる活動をいう。

⑶　「技能実習２号」とは、技能実習１号の活動に従事して技能等を修得した後、在留資格の変更の許可を受けて従事する入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第２号に掲げる活動をいう。

⑷　「技能実習生」とは、技能実習制度の下で、技能実習１号又は技能実習２号の活動に従事する者をいう。

⑸　「企業単独型」とは、外国にある合弁企業、子会社等の従業員を技能実習生として受け入れて行う入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第１号イ及び第２号イに規定する技能実習の形態をいう。

⑹　「団体監理型」とは、監理団体の責任と監理の下で、当該団体の会員企業等において実習を行う入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第１号ロ及び第２号ロに規定する技能実習の形態をいう。

Ⅱ　各論

1　技能実習の期間

⑴　技能実習の期間は、技能実習１号と技能実習２号の期間を合わせて３年以内とする。

⑵　技能実習２号に移行する場合、技能実習１号の期間は、１年以内とする。

⑶　技能実習２号は、技能実習１号の期間のおおむね1.5倍の期間以内の期間（技能実習１号の期間が９箇月を超えるものである場合は、この限りでない。）とする。

2　対象技能等

⑴　技能実習１号の対象技能等は、技能実習生の母国において修得することが不可能又は困難であり、帰国後我が国において修得した技能等を活かすことが予定されているもの（技能実習生送出し国のニーズに合致するもの）であって、かつ、同一の作業の反復のみによって修得できるものではないものとする。

⑵　技能実習２号の対象技能等は、技能実習１号で修得した技能等に習熟するものであって、一定水準以上の技能等を修得したことについて公的に評価できるものとして別表に掲げる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）に従事するのに必要な技能等とする。

⑶　⑵の対象技能等に係る公的評価制度については、技能実習制度推進事業の実施機関（以下「推進事業実施機関」という。）が、有識者により構成する会議（以下「公的評価システム認定会議」という。）を設置し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を審議の上、認定し、公表するものとする。

3　技能実習２号への移行者

⑴　技能実習２号への移行者は、技能実習１号の技能実習期間において一定水準以上の技能等を修得し、当該技能等についての公的な評価に合格し、在留資格の変更（技能実習１号から技能実習２号への在留資格の変更をいう。）が許可された者とする。

⑵　技能実習２号は、技能実習１号と同一の職種及び作業に従事するのに必要なより実践的な技能等について、同一の実習実施機関において実施されるものとする。

4　技能実習生の受入れ等

⑴　技能実習生のあっせん

イ　技能実習制度は、労働力を受け入れる制度ではなく、技能等の開発途上国等への移転による国際協力を目的とする制度であることから、営利を目的として、技能実習生を実習実施機関にあっせんすることは、制度の趣旨に反し認められないものである。

ロ　団体監理型の技能実習においては、監理団体が送出し機関と連携し、技能実習生を実習実施機関にあっせんをすることは、職業安定法（昭和22年法律第141号）上の職業紹介事業に該当することから、同法等に規定する職業紹介事業の許可又は届出が必要である。なお、入管法令上、監理団体は営利を目的としない団体とされているほか、収益を得るあっせん行為は認められていない。

⑵　募集時の技能実習条件の明示

イ　実習実施機関は、技能実習生の募集に当たっては、自ら又は監理団体若しくは送出し機関等を通して、技能実習生になろうとする者に対し、技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、当該技能実習生になろうとする者の母国語によって作成した文書をもって、予定されている技能実習の内容、技能実習２号への移行に当たり受験することが必要な試験及びこれまでの合格実績並びに技能実習期間中の労働条件を明示するものとする。

特に、募集時に示した労働条件等と入国後の実態に齟齬が生じるとトラブルの原因になることから、賃金の決定、計算等の方法、食費、寮費等の賃金からの一部控除の取扱い、渡航費用の負担の有無等、条件の詳細についてあらかじめ明示することが必要である。

ロ　イの文書には、技能実習２号への移行を予定しない場合にはその旨を、また、技能実習２号への移行を予定する場合には、３の⑴の条件を満たさないときには、技能実習２号への移行が認められず、帰国しなければならない旨を、明記するものとする。

⑶　実習実施機関が配慮すべき事項

イ　実習実施機関は、国際協力としての技能実習制度の理念及び目的を理解するとともに、適正な技能実習条件の下、技能等の移転が確保できる指導体制が整備されており、また、入管法、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令が遵守されていることが必要である。

また、実習実施機関は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、監理団体と連携して、快適な住環境を確保するとともに、食生活、医療等についての適切な助言及び援助を行うことができる体制を整備する必要がある。